

湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会次第

日時：令和4年11月8日（火）
午後3時～

場所：こもれび苑1階会議室

1. 開会

2. 管理者あいさつ

3. 委員及び事務局紹介【資料1】

4. 委員長の選出【資料2】

5. 議題

こもれび苑・木之本斎苑の運営状況について【資料3】

6. その他

7. 閉会

—資 料—

- ・ 湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会委員・事務局名簿【資料1】
- ・ 湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則【資料2】
- ・ こもれび苑・木之本斎苑の運営状況について【資料3】

○湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則

昭和54年12月10日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年湖北広域行政事務センター条例第2号）第13条の規定に基づく、斎苑管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) 湖北広域行政事務センター火葬場（以下「火葬場」という。）の管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場に係る環境の保全に関すること。
- (3) その他火葬場の管理運営に関し必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、自ら調査、審議して管理者に建議することができるものとする。

(委員会の定数及び任期)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 湖北広域行政事務センター議会議員
- (3) 設置市の担当部長
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、委員の半数以上から審議事項等を示し、会議の招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の運営その他必要な事項は、委員長が会議にはかり定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この規則は、昭和54年12月10日から施行する。

付 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月18日規則第14号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成24年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月1日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の委員定数の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則第2条第2項の規定により、現に委員である者の任期は、同項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年12月1日規則第9号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月10日条例第2号）

抜粋

（委員会の設置）

第13条 火葬場の環境の保全について審議、調査又は建議するため湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会を置く。

こもれば苑・木之本斎苑の運営状況について

1. 斎苑の利用について

こもれば苑は、令和 3 年 4 月の供用開始から約 1 年半が経過し、人生の終焉の場にふさわしい斎苑として運営しており、長浜市・米原市全ての方にご利用いただいています。

木之本斎苑につきましては、平成 22 年からセンターが火葬場の運営を行っています。木之本地域、余呉地域、西浅井地域の方々のご利用を対象としており、ご希望に応じて木之本斎苑またはこもれば苑をご利用いただくよう、ご案内しています。

2. 斎苑の利用方法について

こもれば苑は、24 時間受付が可能な火葬予約システムを導入し、予約から火葬までを一括管理することができ、火葬予約全体の約 98 %を占める葬祭事業者を介して利用されています。また、専用ホームページにて、利用案内をはじめとした情報発信を行っているほか、火葬予約の空き状況も常に確認することができます。

木之本斎苑につきましては、予約手続方法は、従来どおりの予約方法に受付をしています。



こもれば苑予約システム画面



こもれば苑専用ホームページ

3. 斎苑の運営事業者について

1) こもれば苑

運営事業者：湖北斎場 PFI 株式会社

運営期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日の 15 年間

火葬炉数：8 基（1 日 16 件までの火葬に対応します。）

2) 木之本斎苑

運営事業者：(株)五輪

運営期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間

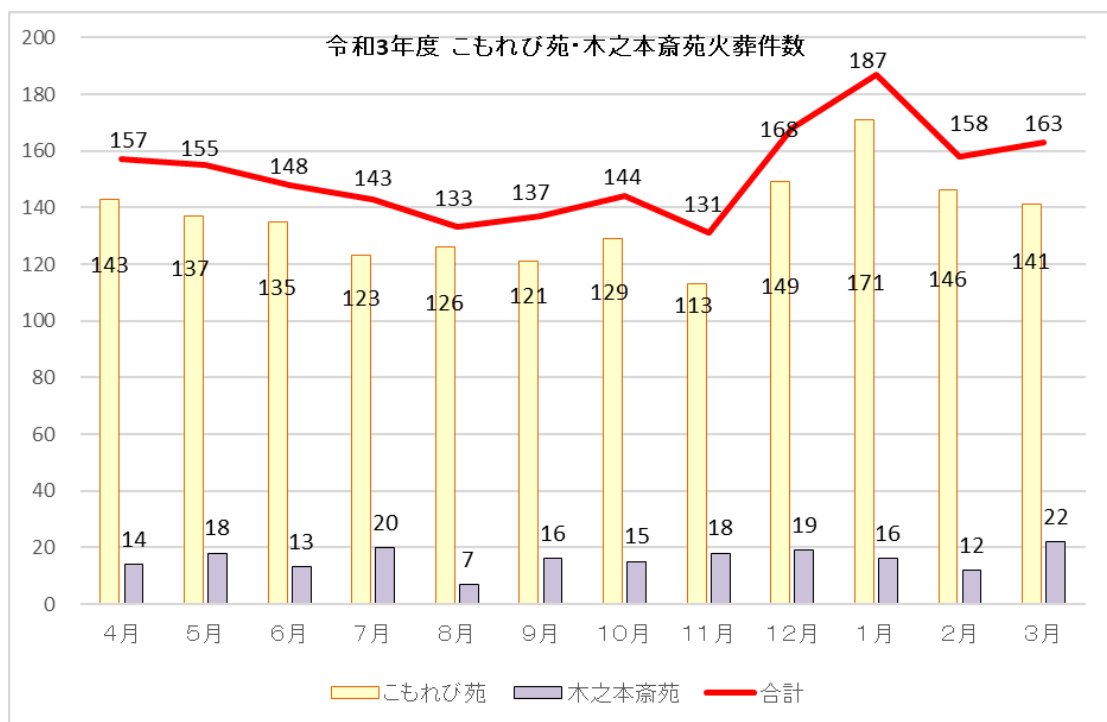
閉苑予定の令和 5 年度末まで木之本斎苑の運営事業者として、(株)五輪を令和 3 年度に指定管理者に指定しました。

火葬炉数：2 基（1 日 3 件までの火葬に対応します。）

4. 斎苑の利用状況について（令和3年度火葬実績）

令和3年度の火葬実績では、こもれび苑が1,634件、木之本斎苑が190件でした。
例年、こもれび苑では年1,500件前後、木之本斎苑（伊香3地域）では、200件前後で推移しています。

斎苑	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
こもれび苑	143	137	135	123	126	121	129	113	149	171	146	141	1,634
木之本斎苑	14	18	13	20	7	16	15	18	19	16	12	22	190
合計	157	155	148	143	133	137	144	131	168	187	158	163	1,824



平成25年度～火葬件数実績

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
こもれび苑	1,539	1,507	1,536	1,544	1,606	1,544	1,548	1,597	1,634
伊香地域 木之本斎苑	111	107	117	101	113	116	112	105	190
余呉斎苑	52	59	65	45	60	40	38	35	
西浅井苑	54	71	55	63	51	57	38	36	
伊香地域 小計	217	237	237	209	224	213	188	176	190
管内全域合計	1,756	1,744	1,773	1,753	1,830	1,757	1,736	1,773	1,824

※令和2年度末で旧こもれび苑、余呉斎苑、西浅井斎苑を閉鎖。

※令和3年度からは新こもれび苑（木尾）、木之本斎苑の2苑体制。

5. より良い斎苑運営のために

1) モニタリングの実施について

運営事業者から提供されるサービスが契約等に定められた運営業務を確実に実施しているか、また運営事業者からの提案があった業務内容が実施できているか確認するため、各斎苑の運営事業者へ毎月モニタリングを実施しています。

モニタリングの実施にあたっては、運営に関する各業務報告書を確認するとともに、運営事業者との対話を通じて、利用者が安全・便利に利用できる施設の水準に保つことを目的としています。

モニタリングの結果、適切な運営がされていないと認められた場合は、改善勧告を行い、改善を求めることとなりますが、こもれび苑、木之本斎苑ともに適切に運営されていることをこれまでのモニタリングで確認しています。

2) 利用者へのアンケート実施について

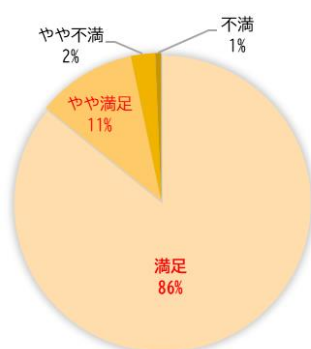
斎苑では、利用者の待ち時間を利用してアンケートのご協力をお願いしており、いただいたご意見を今後の業務改善やサービスの向上に反映することとしています。令和3年度のアンケートでは、313件のご意見をいただきました。

結果としましては、「満足」、「やや満足」を合わせて95%を超えており、ご利用された方から概ね高い評価をいただけているものと認識しています。

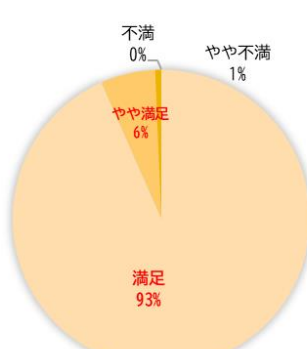
一方でアンケート結果の様々なご意見を真摯に受け止め、対応できるものや改善できるものにつきましては、直ちに改善を行い、より良い斎苑の運営に努めています。

木之本苑につきましては、月々の火葬件数が少ないためアンケートにご記入いただいた実績が1件となっていますが、会葬に来られた際、ご不明な点がある場合は、丁寧にご案内に努めています。

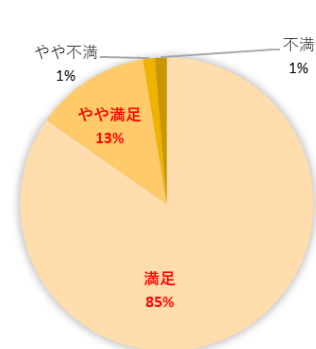
こもれび苑のご利用について（全体）



待合室、トイレなど斎苑内の清潔保持



こもれび苑スタッフの対応



6. 排ガス等の分析について

こもれび苑は、公害防止基準等にて規定された各項目の基準値を満たしているか確認するため、排ガス等の分析業務を毎年実施しています。今年度は、分析の結果、以下のとおり全ての項目について基準値以内となっており、今後も継続して安心安全な火葬炉の運転管理をしていきます。

木之本斎苑は、火葬件数が少なく火葬が無い日が続くことがあるため、排ガス分析業務の実施は、火葬が増加する冬期期間中に実施する予定です。

排ガスに係る基準（年2回測定）

規制物質	分析結果	基準値	基準値（運営事業者による独自基準）
ダイオキシン類濃度	0.00045ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N	0.5ng-TEQ/m ³ N
ばいじん	0.0091 g/m ³ N未満	0.01 g/m ³ N	同左
硫黄酸化物	19 ppm	30 ppm	同左
窒素酸化物	83 ppm	250 ppm	150 ppm
塩化水素	6 ppm未満	50 ppm	30 ppm
一酸化炭素	8 ppm	30 ppm	同左

悪臭に係る基準（年1回測定）

項目	分析結果	基準値 (単位ppm)
アンモニア	0.11	1
メチルメルカプタン	0.0002未満	0.002
硫化水素	0.002未満	0.02
硫化メチル	0.001未満	0.01
二硫化メチル	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン	0.0001未満	0.005
アセトアルデヒド	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.0009未満	0.009
イソバレールアルデヒド	0.0006未満	0.003
イソブタノール	0.09未満	0.9
酢酸エチル	0.3未満	3
メチルイソブチルケトン	0.1未満	1
トルエン	0.5未満	10
スチレン	0.04未満	0.4
キシレン	0.1未満	1
プロピオン酸	0.005未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0002未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.0002未満	0.0009
イソ吉草酸	0.0002未満	0.001

臭気濃度

項目	分析結果	基準値
排気筒出口	55	500
敷地境界	10未満	10

騒音基準

項目	分析結果	基準値 (単位 dB)
敷地境界	48	55

振動基準

項目	分析結果	基準値 (単位 dB)
敷地境界	30未満	60

7. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策のため、滋賀県の「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」がレベル2（警戒を強化すべきステージ）以上に引き上げられた場合、斎苑内設備の利用を一部制限することとしています。

滋賀県が令和4年7月13日付けでレベル2に引き上げられたため、苑内設備のご利用を一部制限していましたが、去る10月14日付けで県内がレベル1（維持すべきレベル）に引き下げられたことにより、苑内設備の利用制限を緩和しています。

参考

レベル2以上に引き上げられた場合の苑内設備の利用を制限させていただく内容。

1) 来苑される方へのお願い（こもれび苑・木之本斎苑共通事項）

- ・ 基本的な感染対策（手洗い・マスクの着用等）のお願い。
- ・ 発熱（37.5度以上）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの症状のある方のご来苑を控えていただく。
- ・ 苑内での食事を控えていただく。

2) こもれび苑

- ・ 苑内設備：喫煙室・キッズルームの利用制限。待合室での湯茶サービス提供休止。
- ・ 会葬者数：15人以内（待合室収容可能人数の半減を目安）

3) 木之本斎苑

- ・ 会葬者数：10人以内（待合室収容可能人数の半減を目安）